

達第百六號

海軍功績調査規程中左ノ通追加ス

大正四年八月三日

海軍大臣 八代六郎

第六條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ獨立任務ニ服シタル首席將校ノ功績明細書ハ之ヲ移贈セサルヲ例トス

百二十二

海軍

0235

達第百七號

海軍給與令施行細則中左ノ通改正ス

大正四年八月四日

海軍大臣 八代 六郎

第十一表中備考第三項ヲ左ノ如ク改ム

紺足袋ハ交換期限滿了ノ際現ニ艦艇ニ在ル者、五等卒教員タル兵曹、砲術學校練習生及水雷學校水雷術練習生ニ限り之ヲ交付ス

第十四表中事業服上衣袴ノ項貸與及準備區別ノ欄「實際必要ノ數ヲ準備シ」ノ下ニ「海兵團ニ於ケル教員及」ヲ加フ

百二十三

海軍

0236

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

達第百八號

汽船第五佐世保丸ニ左ノ通信號符字ヲ點付ス

大正四年八月六日

海軍大臣 八代 六 郎

G Q C W

第五佐世保丸

百二十四

海軍

0237

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

逕第百九號

海軍無線電報取扱規約附表第一 逕信管船船局各略符號日本郵船ノ部中富山丸ノ次ニ左ノ  
通追加ス

大正四年八月十六日

海軍大臣 加藤友三郎

J N A 神奈川丸

百二十五

海軍

0238

達第百十號

運送船「高崎丸」ヲ「高崎」ニ同「志自岐丸」ヲ「志自岐」ニ工作船「關東丸」ヲ「關東」ニ改ム

大正四年八月二十三日

海軍大臣 加藤友三郎

達第百十一號

青島引揚船「エンリックマリス」外ニ後ヲ運送船ニ編入シ左ノ通命名ス

大正四年八月二十三日

海軍大臣 加藤友三郎

エンリックマリス

勞山

ミハイルエブセン

膠州

デューレンダイト

青島

百二十六

海軍

0239

達第百十二號

明治四十四年達第百二十五號後關附屬物標準中別紙ノ通告正ス

大正四年八月二十五日

海軍大臣 加藤友三郎

百二十七

海軍

0240

甲 主機械ノ部及補助機械ノ部ニ左ノ改正ヲ加フルコト  
 備考 欄内ニ於テ「嵌輪」ハ内徑一吋以内ノモノハ支給セス「ヲ」嵌輪ハ内徑一吋半以内  
 ノモノハ支給セス」ニ改ム

参照品名	標準		備考
	内径	陸上貯蔵	
(甲) 主機械之部			
(一)本體「タンピン」式			
改正 車室用螺釘及母螺	全數ノ一		○
改正 前記以外ノ螺釘及母螺	各種ノ一		○
(三)發停機械、(四)回轉機械、(六)主抽氣唧筒機械、(七)主送水唧筒機械ニ モ適用ス			

海軍

改正	吸鑄衛帶環	全數ノ一		○
改正	滑拿衛帶環	全數ノ一		○
改正	吸鑄用金屬衛帶	全數ノ一		○
改正	安全用滑拿衛帶其他用弓形其他	全數ノ一		○
(四)回轉機械				
改正	軸承裏金(推力軸承ヲ含ム)	四機軸若クハ其機數毎ニ一機數分		○
改正	偏心器棒及嵌輪	各大小毎ニ一個		○
(五)主補復水器				
改正	復水器管	全數ノ五分ノ一	全數ノ二分ノ一	陸上貯蔵ノモノハ場合ニヨリ長サヲ指定スルコトアルヘシ
追加	復水器管試験器	一組	○	
(六)主抽氣唧筒機械				

0241

改正	吸鑄棒(完備)	各大サ毎 一圓	○	
改正	唧子用又ハ吸鑄用衛帶	全數ノ 二分ノ一	○	
改正	唧筒用金屬盒(發條共)	全數ノ 二分ノ一	○	
追加	冷却器用細管(管切共)	一機械分	○	
削除	(六ノ三)「タルビン」式湯溜唧筒機械ノ部			
追加	(七)主送水唧筒機械			
追加	注油唧筒胴及唧子	一機械分	○	○ 弁ヲ有スルモノハ全數ノ二分ノ一
削除	(八)軸系及推進器			
削除	「リグナム、バイター」		○	
改正	推進器(發條一盤)		○	各種一 個 姉妹艦ニテ互ニ共用シ得ルモノハ二隻 及其ノ總數毎ニ一隻分
改正	推進軸		○	同型式ノ モノ四隻ノ 分ニ付片般 四本軸ヲ裝着スルモノニアリテ推進軸ノ寸法同一 ノモノハ一本長ク全ク同シカラサルモ他ニ流用シ 得ルモノハ長キ軸ニ對スルモノ一本長サハ任上ノ モノヨリ六吋長クシ且ツ「ターパー」部裝着部ヲ任 上ケサルモノ
追加	重量部取外要具	構造ニ應 ジ必要數	○	
追加	其ノ他必要ナル取外要具		○	
改正	吸鑄衛帶環	全數ノ 二分ノ一	○	
改正	滑車衛帶環	全數ノ 二分ノ一	○	
改正	吸鑄棒用金屬衛帶	全數ノ 二分ノ一	○	
改正	滑車棒用金屬衛帶	全數ノ 二分ノ一	○	
改正	安全弁用滑車用弓形其他發條類	全數ノ 二分ノ一	○	
改正	唧子用又衛帶環	全數ノ 二分ノ一	○	
改正	唧筒用金屬盒(發條共)	全數ノ 二分ノ一	○	
(四)消防唧筒機械「ビルヂ」唧筒機械				
ヲ行フコト				
補助機械之部 (一)給水唧筒機械(八)送風機械ヲ除ク外各補助機械ニ改正				

二  
海  
軍

0242



追加	追加	追加	(十七)製氷及冷却機械				修正	修正	(十一)蒸化器、蒸餾器及附属唧筒機械							
唧筒用扇車及同軸(被金下毛)	偏心器棒	蒸氣滑傘	軸承裏金	偏心器棒(帶輪共)	應差傘	滑傘	蒸餾器管	蒸化器管	軸承裏金	偏心器棒(帶輪共)	滑傘	注油唧筒胴及唧子	唧筒用入籠	唧筒用金屬傘(發條共)	唧筒用傘座	環子用又ハ環子用衛帶
各一機分	各一機分	各一機分	各一機分	各一機分	各一機分	各一機分	各一機分	各一機分	各一機分	各一機分	各一機分	各一機分	各一機分	各一機分	各一機分	各一機分
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

0243

改正	罐管	罐之部(總テ水管罐ニ適用ス)										各圖全數 ノ二十分	陸上貯藏ノモノハ適合ニヨリ長サヲ指 定スルコトアルハシ											
		追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加													
		發條類	軸承裏金	仕切板用嵌輪	心棒用衝帶	翼及植金(各種)	追加(二十)補助機械用「タルビン」				軸承裏金	注油唧筒胴及唧子	海水循環唧筒唧子(衝帶抑共)	扇車軸	灰放逐用第二嵌管	灰放逐用第一嵌管	漏斗用格子	遮斷「コック」用「ライナ	「ゲート、バルブ」	改正(十八)灰放逐器及同器用空氣壓搾機械、「ストーン」水壓灰放逐器	蒸汽放射器用噴口	眞水「タンク」冷却管	冷氣器「ブライン」管	唧筒衝帶抑
		四機軸若クハ其ノ機軸數ニ一機軸數	四機軸若クハ其ノ機軸數ニ一機軸數	各六サ毎ニ一個	全數	全數ノ一十分ノ一	全數	全數	全數	全數	四機軸若クハ其ノ機軸數ニ一機軸數	一機軸分	一機軸分	全數ノ二分ノ一	全數	全數	全數	全數	一機軸分	各六サ毎ニ一個	各六サ毎ニ一個	各六サ毎ニ一個	全數	
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
						構造上翼列片ヲ有スルモノハ二機軸若クハ其ノ機軸數毎ニ各種一個																		



海軍

0244

改正	邪魔板(螺釘母螺共完備)	二 罐分	○ 艦管ノ間ニ挿入シ曲リヲ防キ同時ニ邪魔板ノ用ヲナス構造ノモノヲ含ム
	(三) 燈本式水管鑿、「ヤッコ」式、「ノルマン」式、「ソニクロン」式		
	(四) 宮原式水管鑿		
追加	雑之部		
追加	保護用軟鋼板(棒)	所要數	○ 復水器等ニ使用スルモノ
追加	「タルピン」吊揚用 柔軟鋼線	所要數	○
追加	衛帶用波形銅板製作器	一 個	○ 「ローラー」ハ所要數
追加	檢査掃除等ニ必要ナル 要具	所要數	○
追加	蒸氣管伸縮接手工用金屬 衛帶	所要數	○
追加	防蝕用鑄鐵製蓋若クハ 接續片	所要數	○
	艦載水雷艇及小蒸氣船之部 主機械之部		
追加	給水唧筒用「ウオム」車	各艇 一 個ニ	○
追加	補助給水機械ノ下ニ及強壓注油機械ヲ加フ 送水機械ノ下ニ及補助抽氣唧筒機械ヲ加フ 送水機械		
追加	抽氣唧筒用金屬弁	全 數	○
追加	抽氣唧筒唧子(衛帶抑 共)	全 數	○
追加	追加 内火艇之部 内火式機械「デイズル」式及「セミデイズル」式ヲ除ク)		
追加	吸鑿衛帶環	一 備	○
追加	吸入弁(「ゴッター」坐金 又ハ此類共)	全數ノ 四分ノ一	○
追加	排出弁(同右)	全數ノ 二分ノ一	○
追加	吸鑿栓	一、	○

五  
海  
軍

0245

追加	油唧筒押金	二個	○
追加	霧吹管(キリフキ付)	一個	○
追加	焼玉用「ランプ」	一個	○
追加	焼玉	二個	○
追加	空氣弁	二個	○
追加	海水唧筒弁	一組	○
追加	曲肘軸締付螺釘	二個	○
追加	「ガバナ」オコナイト	一組	○
追加	焼金	一個	○
追加	滑頭栓裏金	一個	○
追加	主軸承裏金	二個	○
追加	油管接續金物	一個	○
追加	吸鑄帶環	四個	○
追加	接合棒(完備)	一、	○
追加	軸承裏金	各種二付	○
追加	發火器	一揃	○
追加	各種發條類	一揃	○
追加	高壓電線	所要ノ長	○
追加	銅製又ハ石綿衛帶	一揃	○
追加	發動用加熱「ランプ」	一個	○
追加	同右口金	一個	○
追加	手動用鎖	一個	○
追加	螺廻其他取外要具	所要數	○
追加	發火用「マクネット」發	○	○
追加	電機	○	○
追加 丙火式機械「セミマイゼル」式			

六  
海軍

0246

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

追加	翼及植金(各種)	全數ノ一十分ノ一	○	構造上翼列片ヲ有スルモノハニ機槓若クハ其ノ端數毎ニ各種一箇
追加 (十) 補助機槓用「タルビン」				
追加	注油唧筒及唧子	一機槓分	○	
追加	接合棒	ニ各一箇	○	
追加	吸鑿(完備)	ニ各一箇	○	
追加	第ノ蓋	ニ各一箇	○	
(六) 送風機槓				
追加	滑弁及滑弁棒	一機槓分	○	
(三) 舵取機槓				
改正	軸接手用螺釘及母螺	一軸分	○	
(六) 軸系及推進器				
七				
海軍				
追加	復水器管試験器	一個	○	
(三) 復水器				
追加	接合棒裏金(嵌輪共)	一機槓分	○	
追加	軸承裏金	一機槓分	○	
(二) 本體附屬諸裝置及諸要具 主機槓附屬抽氣唧筒ノ部				
追加	螺廻其他取外要具	所要數	○	
追加	各種發條	全部	○	
追加	霧吹	二個	○	
追加	吸油弁	一個	○	
追加	噴油弁	一個	○	
(乙)				

改正	「サインン」及汽笛用 發條	一換分	○	
	保護用軟鋼板(棒)	所要數	○	復水器等ニ使用スルモノ
改正	保護亞鉛	一換分	○	車軸推進器附近竝弁嘴等ノ取附部ニ於ケル船體及扇車等ニ使用スルモノ
雜ノ部				
改正	總管	全數ノ一 百分ノ一	十分ノ一	陸上貯藏ノモノハ場合ニヨリ長サヲ指定スルコトアルヘシ
改正	邪魔板	一總分	○	總管ノ間ニ挿入シ曲リヲ防キ同時ニ邪魔板ノ用ヲナス構造ノモノヲ含ム
罐ノ部				
追加	發條類	四分ノ一 ハ其ノ總數 分ニ一總數	○	
追加	軸承錫金	四分ノ一 ハ其ノ總數 分ニ一總數	○	
追加	仕切板用磁輪	各六サ毎 一箇	○	
追加	心棒用衛帶	全數	○	

八  
海  
軍

0248

達第百十三號

本年達第九十七號ヲ以テ命名シタル驅逐艦中吳海軍工廠ニ於テ製造ノ「時津風」ヲ「磯風」ニ川崎造船所ニ於テ製造ノ「磯風」ヲ「時津風」ニ改ム  
大正四年八月二十五日  
海軍大臣 加藤友三郎

百二十八

海軍

達第百十四號

海軍無線電報取扱規約附表第一通信省船舶局名略符號大阪商船ノ部中はるびん丸ノ次ニ  
左ノ通追加ス

大正四年八月三十日

海軍大臣 加藤 友三 郎

J H W はろい丸

達第百十五號

汽船第五横須賀丸ニ左ノ通信號符字ヲ點付ス

大正四年八月三十日

海軍大臣 加藤 友三 郎

G Q F L 第五横須賀丸

百二十九

海軍

0250



大正六年八月三十日  
百五十四號  
廢止



達第百十六號

戰役慰勞金賞賜規程左ノ通定ム

大正四年八月三十日

海軍大臣 加藤 友三郎

戰役慰勞金賞賜規程

第一條 今回ノ戰役ニ關シ海軍下士卒、雇員、傭人、職工、運送船員、赤十字救護員、囑託者又ハ之ニ準スヘキ者ニシテ其ノ功績海軍功績調査規程第二條ノ功績等級以下ニ該當スル者ハ本規程ニ據リ慰勞金ヲ賞賜ス

第二條 慰勞金ノ等級ヲ甲乙丙丁戊己ノ六種ニ分ツ

第三條 慰勞金賞賜者ノ調査手續ハ總テ海軍功績調査規程ニ準ス

第四條 職工ノ慰勞金資格ハ職工慰勞金資格標準表ニ據リ所屬長官ヲシテ之ヲ査定セシム

第五條 職工慰勞金資格標準表ハ別ニ之ヲ定メ其ノ調査期ハ九月一日トス

第六條 所屬長官ハ第一號書式ニ據リ職工慰勞金査定名簿ヲ調製シ之ヲ海軍大臣ニ提出ス

百三十

海軍

ヘシ其ノ期日ハ追テ之ヲ定ム

第六條 海軍大臣ハ前條ノ職工慰勞金査定名簿ヲ審査シ期日ヲ定メ所屬長官ヲシテ之ヲ發一表セシム其ノ様式ハ第二號書式ニ據ル

0251

第一號書式

職工慰勞査定名簿				
年	月	日	所屬長官	名
海軍大臣			爵	氏
			名	殿
			名	圖
資格	賜金額	服務期間	給額	職名
				氏
				名
				記
				事

備考

- 一、戦役中轉入出シタル者ハ其ノ年月日及轉入出ノ官(職)名等ヲ記事欄ニ記載スヘシ
- 二、被召集者ハ其ノ年月日部隊名及官(職)名ヲ記載スルコト亦前項ニ同シ

第二號書式

位勳功	氏	名
大正三年戦役ノ勤勞ニ		
依リ	金	圓ヲ賜與ス
大正	年	月 日
海軍省		

用紙ハ桐御紋章漉込ノモノ

0252